

浪江町農業委員会総会議事録 (令和7年2月定例会)

1 開催日時 令和7年2月20日(木)午後1時30分から午後2時42分

2 開催場所 浪江町地域スポーツセンター

3 出席委員(11人) 欠席委員(1人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(欠)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(15人)

浪江地区担当	畠山 行男	大堀地区担当	半谷 祥一
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	高野 諭吉
幾世橋地区担当	廣内 忍	苅野地区担当	吉田 あや子
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	苅野地区担当	松本 善郎
請戸地区担当	脇坂 薫	苅野地区担当	笠井 宏光
請戸地区担当	荒川 勝己	津島地区担当	今野 勝彦
大堀地区担当	遠藤 定郎	津島地区担当	木幡 一郎
大堀地区担当	山田 勝広		

5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	4件
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件	1件
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	3件
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	1件
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	1件
議案第6号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件	1件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子
事務局員	西谷地 勝成

議長 それでは、只今より2月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は11名でございます。また、推進委員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、7番高野委員および9番川島委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書2ページ1番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

半谷推進委員 大堀地区担当の半谷です。
2月15日譲渡人○○さんと譲受人○○さん、および父親である○○さんへ聞き取りを行いました。譲渡人○○さんは亡き父親からこの土地を相続しました。遠方のため、この土地を管理することが出来ず、従兄弟の○○さんとの間で所有権移転という話になりましたが、○○さんも生前贈与を行いたく、譲受人が○○さんとなったそうです。現在、末森地区は保全管理されており、今後父親である○○さんがこの農地を管理していくということと、あと、○○さんも現在会社員として働いているため、今後引き続きこの農地を管理していきたいということでした。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑なし)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第1号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
議案第1号1番は原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書2ページ2番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

松本推進委員 酒田・西台・藤橋担当の松本です。

○○さんと2月15日電話連絡が取れました。○○さんとは、相談窓口となっております○○さんを通じて2月16日それぞれ電話連絡が取れました。○○さんの話によりますと、○○さんは、現在いわき市に住んでおりまして、藤橋に実家も無く、相続した田畠だけがあるということです。管理作業をしています○○さんから、田が所々にあり、○○さんの田んぼが近くにあるので購入してもらえないかと相談がありました。現在藤橋地区は場整備事業が入っておりますので、規模拡大と、今後整地をして、次の担い手の方に整地された田んぼを管理してもらっていき、維持管理がされるという内容に、○○さんと○○さんの間でそのように進められていました。そういう経緯がありまして、今後のは場整備、それに地域計画による担い手も確保されていますので、○○さんと○○さんの所有権売買による所有権移転の審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第1号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 3番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第18条の規定により、○番○○委員並びに幾世橋地区○○推進委員の退席を求めます。

暫時休議します。

(○番○○委員、○○推進委員 退席)

再開します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書2ページ3番 読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木幡推進委員

棚塙地区の木幡と申します。

2月17日電話にて聞き取り調査を行いました。譲渡人○○さんの申請農地は○○さんの農地の近隣にありますので、そこが一つのポイントとなったそうです。もう一つは、○○さんは現在遠方に居住しており、なかなか浪江町まで戻ってくるのが大変で、譲り受けることになったそうで

す。更に〇〇さんの方では、子供たちも会社員として勤めていますので、農地の管理まで手が回らないので、〇〇さんの方に全面的に移転することで話がまとまったそうです。〇〇さんの方は、北棚の農業法人等も立ち上げておりますので問題は無いかと思っております。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第1号3番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 4番についてですが、引き続き委員本人が関わっておりますので、〇番〇〇委員退席のまま議事を進行いたします。
ここで〇〇推進委員の入室を認めます。
暫時休講します。
(〇〇推進委員 入室)
再開いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書2ページ4番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

遠藤推進委員 大堀担当の遠藤と申します。
2月16日に譲渡人〇〇さんに電話をしました。今回、申請に至ったのは、元気なうちに相続したいとのことでございました。〇〇さんには17日の朝に電話いたしました。父の意見を尊重して御受けしたいということでした。今後の農地の管理はどうしますかとお聞きしましたら、農地は大事にしていきたいということでございます。農機具を現在は無くしましたが、新しく解除になりましたら全部準備をいたしまして、耕作をしていきたいとの意向のようです。この営農計画ですけれども、解除後に直ぐに始めたいということでございます。最後に、地域の農業者との関係ですけれども、地域の方とはこれまでずっと一緒にやってきましたので、世話になりながら仲良くやっていきたいということで聞き取りを終わりました。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入れます。採決は起立により行います。

議案第1号4番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号4番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件1番についてですが、引き続き委員本人が関わっておりますので、〇番〇〇委員退席のまま議事を進行いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書35ページ1番読み上げ)

申請地の位置は、42、43ページをご覧ください。藤橋産業団地入口の南側付近に位置する農地です。

農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第2種農地となります。

今回申請地の作業場は、ここに居住する申請者の業務上必要な施設であり、集落接続事業に該当するため、立地基準は問題ありません。

47ページをご覧ください。顛末書に記載のとおり、すでに作業場は建築されています。長年作業場として利用されてきており、原状回復は困難な状況であるため、現状のまま使用していきたいとのことです。

ページは戻りますが、45ページには、土地利用計画図がありますが、将来的に分筆をしていく計画となっています。

周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。

本案件は、3,000m²以下の集落接続事業の事案ですので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

松本推進委員

酒田・西台・藤橋担当の松本です。

14日に〇〇さん立会いのもと現地確認をしてきました。〇〇さんの話によりますと、以前は養蚕をしておりまして、その際畑のところに作業場を設置し、それに加え部屋も設けたということです。養蚕の方も衰退しまして、次に生活の糧として建築業を始め、建築業のための作業場として下屋を囲い作業場として活用してきました。ところが、こちらの用地が畑だということが分かり、〇〇行政書士の方に相談したところ、分筆が必要だということで只今その手続きを取っております。その農地転用ということで許可申請は出しております。その審議をよろしくお願ひいたします。

- 議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。
- 川島委員 9番川島です。
2月14日現地確認を行い、内容については、行政書士の○○さんより説明を頂きました。今回の件については、顛末書の通り現況に合わせた申請ということと、隣接する農地も自作地で、現地調査写真のとおり家庭菜園として活用されてますので特になんの問題は無いかなと思います。よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入れます。採決は起立により行います。
議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。
- ここで○番○○委員の入室を認めます。
暫時休議します。
(○○委員入室)
再開いたします。
- つづきまして、
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件
所有権移転1番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします（議案書48ページ 1番読み上げ）
- 申請地の位置は、55、56ページをご覧ください。幾世橋にある○○○株の事務所から80mほど南にある農地です。
都市計画区域の用途地域内の農地となりますので、第3種農地となります。そのため立地基準は問題ありません。
58ページをご覧ください。駐車場、重機置き場として利用する計画となっております。
一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。
周辺農地への影響などですが、特段問題ないと考えられます。
本案件は、3,000m²以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。
説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。
- 木幡推進委員 幾世橋地区担当の木幡です。
いま説明にありました○○○さんの方では、周りが資材置き場と駐車場

でいっぱいになっているということで、もう少し面積を増やしたいという目的で○○さんの方に話をしたそうです。○○さんの方としては、今まで代々続いた農地ですので、渋っていたんですが、遠方に住んでおりますのでなかなか地元の方にも帰って来れず、管理等の手が届かなくなってきたので、○○○さんの方に農地を移譲することになっております。後もう一つは、○○○さんの土地の南側に用水路がありますので、その点につきましては、もし土砂等が入った場合には、そちらの方も併せて管理したいと仰っていました。このようなことでございます。審議よろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

川島委員 9番川島です。

2月14日現地確認して来ました。行政書士○○さんより説明を頂きましたが、隣接農地は無いということと、それから、いま木幡推進委員も言われましたが、南側に用水路があるんですけども、こちらの方は必要に応じて管理するということを言われていましたので問題は無いかと思います。審議よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件
所有権移転2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書48ページ2番 読み上げ)

申請地の位置について、65、66ページをご覧ください。○○○から100mほど東へ進み、長塚請戸浪江線から北へ60mほど入ったところにある農地です。

67ページの黄色で囲われているところが事業地となり、そのうち農地は赤字で「申請地」と記載があるところになります。黒字で「併用地」と書かれているところは宅地となります。

都市計画区域の用途地域内の農地となりますので、第3種農地となります。そのため立地基準は問題ありません。

68ページ以降は、土地利用計画図となっています。木造2階建ての共同住宅を2棟建築する計画となっています。

一般基準の資力については、融資証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

周辺農地への影響なども、特段問題ないと考えられます。
本案件は、3,000 m²以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。
説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木幡推進委員 幾世橋地区の木幡です。
申請した農地と宅地の一部を合わせて共同住宅を作るというふうなことで話がございました。○○さんと○○さんに、2月17日に聞き取り調査を行いました。○○さんは、いま遠方の方に居住していて浪江町には戻るつもりは無いということで話を伺っております。もし戻って来て農地を活用したとしても、農機具等を揃えないといけないことも考えると、今回共同住宅を作るということに賛同するという話を伺いました。周りの方もアパートが多くあることを理由の一つとして挙げておりましたので、以上のことからご審議よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

川島委員 9番川島です。
2月14日現地確認をしてきました。担当の行政書士さんより説明を頂いてます。隣接農地が西側にあるんですけれども、土砂流失等については手を打つと、もしかしたらブロック塀を付けて流失しないよう十分気をつけるとは言っていました。あとは、排水はですね、勾配を付けて東側に道路があるのでその側溝に流すということを言われてましたので、特段問題は無いかと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第3号2番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件
所有権移転3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書48ページ3番 読み上げ)

本案件は、株式会社○○○が関わる野立ての太陽光発電設備設置にかかる申請です。
申請地の位置について、80、81ページをご覧ください。
申請地は、周辺を山林や水路に囲まれており小集団の生産性の低い農地

となりますので、農地種別は第2種農地となります。
第2種農地は、当該農地に代えて周辺の他の土地では事業目的が達成できない場合に許可できるものとなっています。
85ページをご覧ください。他の土地と検討したが、当該地しか適當な土地がなかったという検討がされており、立地基準は問題ありません。
一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。
周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。
現地調査時に指摘がありました、進入路が砂利敷きになっていた件について、本日お配りしました【追加・差し替え資料③】にあります報告書が提出されました。
許可不要事業については、農地法第6版の27ページをご覧ください。
「耕作者が所有する農地に2a未満の農業用施設を設置する場合」は「許可不要」となります。
当委員会のガイドラインで提出を求めている書類は、89ページから受給電力契約書に代わる基本合意書、102ページが確約書、103ページから調整状況報告書となっています。
本案件は、福島県知事が許可権者となっており、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。
説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員

苅野地区担当の吉田です。

譲渡人○○さんとは、2月16日に自宅を訪問して確認を取りました。○○さんは、高齢であり、後継者も居ないため農地をどうしようかと考えていたところ、周りに太陽光発電施設が設置されてきたため検討して決めたとのことです。農地を手放すことになり○○○の方には、何度も周りに迷惑をかけないようにとお願いしてきたとのことでした。譲受人○○○の担当の方とは、2月18日電話で確認を取りました。○○○さんの農地の傍に太陽光発電施設が設置することが検討されたころから、○○○さんも考え始め、この事業に賛同していただけたとのことです。また、周りの草刈り等の管理は○○○の方で対応することでした。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

加藤委員

8番加藤です。

2月14日に現地調査をして参りました。申請地の手前に○○○の施設があり、その奥の方になっております。基本的には田んぼを作つておられたんでしきれども、今になって見ると、耕作するには難しい状況なので、入り口に砂利を敷いてある部分があるのかと思いました。おそらく田んぼを耕すに当たって、固めるための部分であったのかなと思いながら見てきました。あと、○○○さんの方でしっかりと草刈り等をして綺麗にすれば問題はないかなと思って現地を確認してまいりました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入れます。採決は起立により行います。
議案第3号3番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第3号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件
地上権設定1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書105ページ1番 読み上げ)
109ページ差し替え【追加・差し替え資料④】
現地調査時にご指摘があり「7 その他参考となるべき事項」の草刈りなどの土地の管理について、修正がありました。
135ページから138ページ差し替え
まず、宮口区長への説明日の日付について修正がありました。
さらに地権者の方のお名前の修正、亡くなられた方へ聞き取りしていただき削除、同じ方が記載されていたため一方を削除、不足の方を追加して再度提出がありました。

本案件は、株式会社〇〇〇が関わる野立ての太陽光発電設備設置にかかる申請です。
申請地の位置について、112、113ページをご覧ください。
申請地は、周辺を山林や水路に囲まれており小集団の生産性の低い農地となりますので、農地種別は第2種農地となります。
第2種農地は、当該農地に代えて周辺の他の土地では事業目的が達成できない場合に許可できるものとなっています。
118ページをご覧ください。他の土地と検討したが、当該地しか適当な土地がなかったという検討がされており、立地基準は問題ありません。
一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。
周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。
当委員会のガイドラインで提出を求めている書類は、121ページから受給電力契約書に代わる基本合意書、134ページが確約書、本日差し替えでお配りしております135ページから調整状況報告書となっています。
本案件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。
説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 莢野地区担当の吉田です。
譲渡人〇〇さんとは、2月11日に現在住んでいる請戸の住宅に訪問して確認を取りました。〇〇さんは、〇歳の高齢であり、後継者も居ないため農地をどうしようかと考えていたところ、周りに太陽光発電設備が設置されてきたため検討したとのことです。申請地は娘さん夫婦の宅地の周りの農地で、娘さん達と相談した結果、浪江には戻らないので併せて太陽光発電設備を設置することにしたとのことです。
譲受人〇〇〇の担当さんとは、2月18日に電話で確認を取りました。〇〇さんの農地の傍に太陽光発電設備が設置されてきたため、〇〇さんも考えられてこの事業に賛同して頂いたとのことです。周りの草刈等の管理は〇〇〇の方で対応することでした。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

加藤委員 8番加藤です。
2月14日に現地を調査して参りました。現地の後ろの方は太陽光発電設備の施設があり、その前の部分も太陽光発電施設にするということでの申請だと思います。状況を見ますと、ちゃんと道路もあって施設まで行けると。後は、管理をしっかりと〇〇〇さんにしていただくとなってるのかなと思って現地を確認して来ました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件
使用貸借権設定1番についてですが、委員本人が関わっておりますので、
浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(〇〇・〇〇委員退席)
再開いたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件
使用貸借権設定1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書139ページ1番 読み上げ)

申請地の位置について、146、147ページをご覧ください。

申請地は、周辺を山林や宅地に囲まれており小集団の生産性の低い農地となりますので、第2種農地となります。

142ページにありますとおり、許可日から2カ月程度の転用期間となります。3年以内の一時転用となりますので、立地基準は問題ありません。一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

周辺農地への影響等ですが、排水や日照等特段問題ないと考えられます。本案件は、3,000m²以下の一時転用の事案となりますので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

松本推進委員

酒田、西台、藤橋担当の松本です。

西台生産組合で、西台にある畑を利用して作物栽培をしようとしたところ、利用しようとした畑の中ほどに支障木があります。その支障木の伐採と株らの抜き取りと最後に整地ということで、事業計画を○○○さんの方に依頼しております。それで、○○さんと○○さん所有の土地がありまして、その土地の一部を作業道路として一時転用したいということで許可申請をしているところです。○○さんの方の確認につきまして2月15日、本人の体調もあり、娘さんの方と確認が取れまして、土地は今回、無償で提供できるという確認がとれています。同じく2月15日、○○さんの方にも数回電話をいたしましたが、連絡がつかず、その点につきまして、西台生産組合代表理事の○○さんの方に聞き取りをしました。数日前に○○さんと電話連絡がついて許可は取れているということでした。それによりまして、○○さんの土地と○○さんの土地のこの支障木伐採に関わる作業道路として一時転用の許可申請をお願いいたします。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

加藤委員

8番加藤です。

現地調査の際、いま松本推進委員さんからもご説明がありましたように、作業道路のゾーンが、分かり易くちゃんと表示してありました。そこで、その支障木のところを綺麗にするということも説明をして頂きましたので、いいかなと思って現地確認をしてまいりました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第5号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第5号1番に原案のとおり承認を与えます。

ここで、○番〇〇委員、○番〇〇委員の入室を認めます。
暫時休議します。
(〇〇・〇〇委員入室)

つづきまして、
議案第6号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の
申出に対し審議の件についてですが、委員本人が関わっておりますので、
浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、〇番〇〇委員、幾世橋
地区〇〇推進委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。
(〇〇委員・〇〇推進委員退席)

事務局

休議中

今回当議案について、初めて上程するものであることから、補足説明を
させていただければと思います。

このたび、4地区において地域計画で定めた担い手への賃貸借契約の元
となる農用地利用集積等促進計画を浪江町がとりまとめ、福島県へ提出
するにあたり、農業委員会へ当計画に対する意見照会がありました。

この意見照会は、福島復興再生特別措置法第17条の28の規定に基づき
行われるものであります。条文のについては【参考資料①】をご覧ください。

まず、地域計画ですが、ご存じのとおり全国で地域計画の策定が進んで
いますが、浪江町も令和5年度から18の行政区ごとに策定に取り組ん
でいます。

策定にあたっては、農業委員会、浪江町が中心となり、福島県相双農林
事務所、福島県農業振興公社、福島さくら農業協同組合、福島相双復興
推進機構が連携し、今年度は50回以上、地域での話し合いを行い、計画
を取りまとめてきました。

話し合いには地区を担当する農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さん
にもご出席いただき、担い手の掘り起こしや、権利関係の確認など、話
し合いが円滑に進むようご尽力いただきました。この場を借りて御礼申
し上げます。

その結果、現在11地区で策定が完了し、残り7地区についても国が定めた
今年度末までに確定する予定となっています。引き続き、農業委員、
推進委員の皆様には地域へのご助言や農地の流動化についてご尽力いた
だきますようお願いいたします。

地域計画は、将来の担い手図であり、これを実行に移すためには、農地
の貸し借りに結び付けていく必要があります。

農地の貸し借りは、農地法の手続きによるものか、今回議案として上程
しました農用地利用集積等促進計画に基づく農地中間管理機構による貸

し借りに限られております。この農地中間管理機構は全国各県ごとに県が指定しております、福島県では福島県農業振興公社が指定を受けています。

今回、農地中間管理機構と農地の貸し借りを予定する地区が、酒田地区、北棚塙地区、加倉地区、川添地区の4地区あり、農業委員会に対して担い手の条件確認等の意見照会がありました。

担い手が農地中間管理機構から農地を借り受ける際には、「全部耕作」と「常時従事」が条件となっています。農地所有適格法人は「全部耕作」が条件となっています。その他の法人は「全部耕作」と「地域の農業者と協力し、継続的かつ安定的に農業経営を行うこと」と「役員などひとり以上が常時従事」することが条件となっています。

今回、農業委員会では、各地区の借受者いわゆる担い手の方が、これらの条件に合致しているかどうかご審議いただくことになります。

町では、農用地利用集積等促進計画策定の際に、担い手の方からこれらの条件について当てはまっているか、自己申告の確認書の提出をいただいている。サンプルについては【参考資料①】の裏面をご覧ください。

今回の議案が承認となったら、その旨の意見を付して町へ回答いたします。町はそれを県へ送付し、決定、公告を行います。これにより農用地利用集積等促進計画に定めた期間や賃料等の内容による農地の貸し借りが開始することとなります。

これを踏まえまして、議事へ戻りたいと思いますが、ご質問などありますでしょうか。

議長

再開します。

議案第6号農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書154ページから156ページ 読み上げ)

議案第6号農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件。こちら、借受者につきましてはご覧のとおりとなってございますので地区ごとの筆数、面積のみ読み上げます。酒田地区、269筆、446,145m²。次ページに移りまして、北棚塙地区、259筆、638,214m²。次ページに移りまして、加倉地区、281筆、426,956.92m²。最後に川添地区、107筆、81,382m²。令和7年2月20日提出。浪江町農業委員会会長菅野富美恵。説明は以上でございます。

各要件については事務局で問題ないことを確認しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入れます。採決は起立により行います。

議案第6号に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 6 号に原案のとおり承認を与えます。

○番〇〇委員、〇〇推進委員の入室を認めます。

暫時休議します。

(〇〇委員・〇〇推進委員入室)

再開いたします。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 7 年 2 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 42 分

議長

議事録署名人 (7 番)

議事録署名人 (9 番)